

がん保障特約〔総合保険用〕特約条項

改 定 後	改 定 前
(途中省略)	(途中省略)
<p>第7条 (特約の消滅)</p> <p>① <u>がん保険金が支払われた場合で、かつ、次のいずれも満たすときには、その支払事由発生時にさかのぼって、この特約は消滅します。</u></p> <p>1. <u>がん保険金の支払事由発生日から起算して2年以内に、この特約の保険期間が満了すること</u></p> <p>2. <u>この特約の保険期間が満了する日の翌日における被保険者の年齢が、この特約の付加の際に定めた更新限度年齢を超えるため、この特約が更新されないことになること</u></p> <p>② <u>当社は、第①項の場合、この特約の返戻金(第8条)があるときはこれを保険金の受取人に支払います。</u></p> <p>③ <u>当社は、被保険者の死亡により「被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約」について積立金を支払う場合、この特約の積立金①があるときはこれを保険契約者に支払います。</u></p>	<p>第7条 (積立金の支払い)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>当社は、被保険者の死亡により「被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約」について積立金を支払う場合、この特約の積立金①があるときはこれを保険契約者に支払います。</p>
<p>第7条 備考</p> <p>① 当社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。</p>	<p>第7条 備考</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
(以下省略)	(以下省略)
以 上	以 上

※ 改定前の特約条項は2018年6月1日時点のものです。